

終章

「第二の核時代」の将来に向けて



USSワイオミングによるトライデントII D5LE ミサイル（弾頭未搭載）の発射（©U.S. Navy / ZUMA Press Wire Service / ZUMAPRESS.com / 共同通信イメージズ）

本書は「核時代の新たな地平」をテーマに、さまざまな切り口から研究を行ったが、すべての執筆者が「第二の核時代」の将来に向けて、それぞれ若干の考察を示すことができたと考える。終章として本書を締めくくるにあたり、各章やコラムで検討した成果を以下のようにまとめた。

まず、今日の文脈で相互脆弱性に基づく戦略的安定がもたらし得る負の影響について、その作用メカニズムを含む形で理論的なモデルを提示したことが挙げられる。今日の核保有国間対立においては、相互脆弱性の達成が、通常戦力で劣位の現状打破国による、エスカレーション・ラダーの低いレベルでの現状変更行動の余地を拡大させることが予想される。それを利用する形で、劣位の現状打破国が実際に現状変更行動を激化させるとき、当事国間では、核使用リスクの増大につながる限定的軍事力行使オプションの模索や、より直接的に戦略的安定を危うくするような施策が促され得る。他方で、これら一連のプロセスの起点となる、通常戦力で劣位の現状打破国による現状変更行動の激化は、必ずしも不可避ではない。特に現状維持側が同じくラダーの低いレベルで現状打破国側にコストを賦課できるならば、抑制されることもあり得る。こうした栗田の主張は、あくまでも演繹的に導出された仮説であり、実証研究によるフォローアップが必要であるが、実証されれば、政策的にも大きな意義を持つものと考えられる。とりわけ今日、核兵器を保有する現状打破国による現状変更行動が強く懸念される中で、そうしたリスクをいかに管理できるかに関する理論的な処方箋を示すことには、大きな意義がある。同時に第1章は、戦略的安定や安定-不安定のパラドックスなど、「第一の核時代」に確立された核抑止論の理論的なテーゼが今日の文脈で持つ含意について、さらなる精査が不可欠であることを示すものでもある。

それでは核抑止の理論にまつわる近年の展開はどうかと言えば、核抑止学派と核優勢学派との言説対抗をコラムで論じた本山は、両者が大きく異なる世界観に基づいて構築された理論であることを示した。核優勢学派は、従来の損害限定学派の世界観を引き継ぎつつも、核抑止論と共通の理論的言語で

その論理を展開したという点で注目に値する。そして、いずれの学派も米国の核戦略をより望ましいものとするべく、2022年版「核態勢見直し (Nuclear Posture Review: NPR)」においても言説上の「綱引き」を行ったとの分析結果が示された。あくまでも学術的な視点に立った分析ではあるものの、米国の核戦略も、とすれば両学派の折衷的な側面があり得るとの見方は示唆に富む。核革命を否定する核優勢論の言説が、今後米国以外の核兵器国や核保有国にも浸透した場合、「第一の核時代」におけるMADに依拠した戦略的安定の議論も、変化にさらされる可能性は否めないのではないかと。幸いにも「第一の核時代」以来、核の不使用の歴史が維持されてきたが、この先の「核時代」も同様であるかどうかは、実はこの一点にかかっているのかもしれない、注視してゆく必要がある。

次に、核強要は一定条件を満たせば奏功する可能性があるものの、そうした条件を満たすのは容易ではないことが判明した。大西は核強要に関する先行研究を概観し、核威嚇の信憑性の確保がマッドマン・セオリーや瀬戸際戦略のメカニズムで考えられていること、核強要の有効性については実証上の問題もあって先行研究でも見解が分かれることを紹介した。そのうえで、核保有国間における意図的な核強要の成功事例としてキューバ危機と中ソ国境紛争、失敗事例としてベルリン危機、2017~2018年の朝鮮半島危機、ウクライナ戦争を取り上げて分析した結果として、大西は核強要を成功させるためには、多数の条件を揃えることが必要になる可能性を指摘した。このように、事例研究として「第一の核時代」から「第二の核時代」を横断的に分析した結果として、2つの成功例がいずれも冷戦期の事例であることから、これまでのところ核強要は「第二の核時代」よりも、むしろ「第一の核時代」においてより有効に機能したと考えることもできるのではないかと。もっとも、歴史的にも核強要の成功事例自体に限られる都合上、その有効性を断定的に述べるのは難しいため、ウクライナ戦争の帰趨も含めて、これからもさらなる事例分析が必要だといえよう。

核威嚇の信憑性に密接に関係するものとして、コラムで前田が考察した評判は、過去の言動の積み重ねによってコミットメントの信頼性が左右されるという直感的な発想も、実は理論面で極めて複雑な様相を呈することを示している。評判の存する主体（国家か個人か）、持続期間や経時的な減衰の態様、そして評判の主題（決意なのか能力なのか）といった論点には、いまだに学術的な帰結も明らかではない。しかし、核の威嚇が横行し、「核の復権」がさまざまな地域で実感されるようになる中、「核時代」の新たな展開に伴い、抑止論に一層精緻な分析枠組みが求められるであろうことは言をまたない。事実、冷戦後にその理論的意義を疑問視されていた評判研究が近年、再び盛んになりつつあるとの前田の指摘からも、すでにこうした兆候を見てとることができる。前述した核強要と同様に、評判をめぐる理論研究にも新たな学術上の研究成果がもたらされることに期待したい。

宇宙・サイバー・電磁波などの新領域と核兵器システムに関する研究においては、有江は領域横断型の戦いや新興技術が核兵器国の核指揮統制通信（nuclear command, control, and communications: NC3）に不安定性をもたらすリスクがあるとして警鐘を鳴らした。そのうえで、有江は核兵器の抑止の安定性を高めるためには、許容される活動に対する認識の共有、比例性を欠いた報復可能性の維持、特定の領域での抑止においては別領域での非核アセットを使用するメリット、そしてNC3への脅威に対しては持続的監視やレジリエンスの強化が必要だとし、これらを念頭にあらためて軍備管理の重要性を説いている。具体的な措置としては宇宙空間（軌道上）での行動規範アプローチに基づく規制、サイバー空間でのNC3に対する攻撃の禁止、電磁波領域では指向性エネルギー兵器によるNC3攻撃への規制、さらに先制攻撃の誘因を高めるような認知領域での攻撃や、NC3システムへの人工知能（artificial intelligence: AI）の導入・利用への規制を提唱する。これらはいずれも「第一の核時代」における核軍備管理のロジックとは異なり、対象を兵器として特定することが難しく、また可視性の低いものも多い中、あくまでも行動に焦点を当てることで、戦略的安定性の向上を狙うアプローチであり、まさに「第

二の核時代」の今日において浮上してきた新たな視座だと言ってよい。

これに続く核兵器政策と軍備管理の研究で、一政はロシアのウクライナ侵攻を境に懸念が高まった消極的安全保証（negative security assurance: NSA）と、核弾頭数の増強で注目が集まる中国が採用する先行不使用（no first use: NFU）を検討した。また、主要国の核ドクトリンの動向から、いずれの国も核兵器近代化を進める一方で、①軍備管理の強化と現状維持を追求する米英仏、②積極的な核軍拡競争を望むとは思われないが、意に沿わない軍備管理条約からは撤退も辞さないロシア、③米露軍備管理交渉とは距離を置き、新たな核の国際秩序での立ち位置を模索する中国、④冷戦期の核抑止論とは異なる論理をとる印パという構図を指摘した。さらに、ポスト冷戦期の米露の軍備管理合意に対する行動と、安全保障環境の変容、大国間競争の帰趨の不明かさや核優勢の追求などから、今日の「軍備管理『条約』の終焉」が生じたと整理する。そして、近年の軍備管理論を踏まえ、短期的にはホットラインの技術的更新、戦略的安定への共通認識の醸成、核不拡散規範の維持などに取り組み必要がある一方で、中長期的には検証可能な軍備管理条約や、特定国間でのNFU合意などを追求することで、意図せざる核戦争の回避を追求する「大国間競争下での合理的軍備管理措置」の考え方を提案した。

「核の復権」の状況下で、ますます注目される核拡散問題だが、吉田が論じた核拡散上の敷居国による核レバレッジは多くの示唆をもたらす概念である。イランを事例研究に取り上げた吉田は、同国の核兵器開発に外的・内的規制要因が存在するのにもかかわらず、仮想的核戦力国としての認識が一部で後押しし、外交上の圧力として核レバレッジによって関係国への影響力行使が行われた可能性を論じた。こうした核レバレッジだが、場合によっては今後その形を変えつつ、核拡散のリスクとともに存在し続ける可能性があり、注視が必要だといえよう。

以上を踏まえて、あらためて本書の序章で述べられた、「今後『核時代』は

具体的にどのような政治的・軍事的変化を遂げ、いかなる国際安全保障環境を生むか」という問いに対する答えを考えたい。この問いをめぐっては、本書を通じてさまざまな側面から論じられたとおり、「核の復権」の下で今後さらに核の水平・垂直拡散が進む可能性があり、抑止の計算も一層複雑化する中、核をめぐる国際秩序の動揺が懸念される。そして、戦略的安定に資するはずの軍備管理条約も終焉の危機に瀕する状況下で、「3大核大国」の構図の下に大国間競争の管理が課題になる見通しが高まっていると考えられよう。

次に「核抑止や戦略的安定、核の威嚇に基づく強要、宇宙、サイバー、電磁波空間に拡大するドメインと核兵器システム、そして軍備管理はどう変化し、あるいは変化しないと考えられるか」という問いだが、核抑止においては、MADが戦略レベル以下の安定にもたらす影響の下限をめぐり、競合が生起する可能性を含めて、今日的な核抑止概念の精査が求められている。このことを踏まえるならば、言説のうえでは「第二の核時代」のさなかにあって、核抑止の理論面で変化の兆しが生じていると見てよい。また、ウクライナ戦争のように帰趨が定まらない事例を注視する必要があるものの、核強要は「第二の核時代」に入ってからいまだ成功例がなく、さらに基本的な強要の成立要件を充足させることも容易ではないため、これまでのところ、概念上の大きな変化は見られないと結論付けることができよう。

可視化が難しい新たなドメインでの非核攻撃手段の台頭は、それらを導入する当事国に優位性をもたらす一方で、他国からすればNC3を不安定化させる脅威となりかねない。このため、行動に焦点を当てた規範的な軍備管理アプローチの必要性が高まるとの見方からすれば、当該分野は「第二の核時代」の今日において、まさに大きな変化にさらされているといえよう。最後に軍備管理だが、主要国で核兵器の近代化が進み、核優勢の議論が高まる一方で、ポスト冷戦期以降のさまざまな要因から「軍備管理『条約』の終焉」が生じ、大国間競争の帰趨も定まらない状況下では、米露以外にも参加国を拡大するような検証可能な軍備管理条約の締結は、あくまでも中長期的目標とせざるを得ないと考えられる。すなわち、軍備管理も「第二の核時代」の今日において重大な転換点に差し掛かっていることになる。

さらに、本書の端々で「核時代の新たな地平」において、いかに戦略的安定を維持すべきか、そして、この戦略的安定とは今日いかなるものとしてとらえるべきなのか、複数の視点から問い直された。序章で挙げた「核の復権」と高まる核抑止への期待と懸念、「3大核大国」、核の拡散と近代化、軍備管理といった論点においても、それぞれ戦略的安定の維持と向上、戦略的安定に対する悪影響への懸念、戦略的安定の向上に資するはずの機能の棄損など、議論の行き先で必ずと言ってよいほど戦略的安定への合意が焦点となったことは注目に値しよう。この戦略的安定に関しては、各章で数多くの先行研究をひもとき、個別の文脈から考察を加えてきた。これらの議論を総括するならば、1つには戦略的安定の概念をより広くとらえて、軍事侵略の誘因がなく、安全保障環境における予測可能性が高く、国家間の競争が外交を通じて管理され、合意されたメカニズムの下で信頼醸成や紛争予防が機能するといったように、あえて核兵器の文脈だけに限定しないアプローチがある。他方、もう1つの考え方として、核保有国間での軍事衝突や核攻撃の応酬が行われないこと、さらにはMADを含めて、国家間における核対立の構造が安定化されることといったような、核兵器による抑止の安定化に戦略的安定の焦点を絞るアプローチもある。

それでは今日の「核時代」の構図において、どういった戦略的安定が求められるのかといえば、一般的には間口を広くとった戦略的安定を追求することに、より多くの妥当性を見いだせる場合が多いのではないだろうか。核兵器を保有する国々の対立の構図が複雑化し、核軍備の近代化競争が起こる状況にあっては、誤解や誤認、事故によって紛争が意図せざるエスカレーションへと至らぬよう、より包括的に競争を管理する方向へと差し向かうことが先決だと考える。無論、これは特定の2国間や3国間で、核兵器による抑止の安定性を求める動きが生じる可能性を否定するものではない。すべての核兵器国と核保有国が個別に戦略的安定を求めるのは当然であり、その点において、例えばMADが依然有効な場合もあれば、そうではないケースもあり得るとみるべきであろう。

他方、戦略的安定に対する受け止めは、大国間はもとより、核兵器国や核

保有国でさまざまであると言わざるを得ない。さらに核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: TPNW）が交渉され、発効する時代にあつて、多くの非核兵器国にとっていかなる戦略的安定が望まれているのか、という論点も見落としてはならないポイントであろう。そのため、対話を通じて今日の「核時代」にいかなる戦略的安定を追求すべきか、共通認識の醸成を図ることが今後の課題になると考えられる。このとき、まずは米国と同盟国、パートナー国の間で戦略的安定に対する理解を深め、抑止力を維持・改善するとともに、意図しないエスカレーションを回避する新たなメカニズムの構築を検討することが重要となるのではないだろうか。

広島と長崎への原爆投下から間もなく80年となる中、幸いにも核兵器は一度も使用されずに今日に至っている。こうした背景に核の使用を禁忌とする、ある種の間主観的な理解が国際社会に存在するとの見方もある¹⁾。しかし、大国間競争が激しさを増し、「核兵器の長い影」が再び顕在化し始める「核の復権」の下に、新たなドメインや先端技術が核兵器による抑止の安定性を脅かす可能性は高まり、また、「第一の核時代」に主流であったMADに依拠する戦略的安定も、今や必ずしもすべての核保有国に当てはまる盤石な理論的根拠を持つとは言い切れない状況にある。さらに、核の威嚇や核強要が横行する中、本書としては抑止力を維持・改善しつつ、意図せざる核戦争勃発を防止するための合理的な軍備管理の手段を講じることが先決だとする、研究上の1つの結論を得たと考える。

本書が焦点を当てた核兵器を取り巻くさまざまな論点には、いずれも冷戦期以来の膨大な知的蓄積があり、核時代の新たな地平を読み解かんとする試みも、これらから学ぶところが極めて大きかった。そして、核兵器にまつわる数多くの先行研究とその裾野の広がり比べれば、本書がまとめた成果も、まだまだ研究の端緒についたばかりのものと言わざるを得ない。「核時代」をめぐる研究という点でも、残された理論的・政策的課題は枚挙にいとまがない。執筆者一同の今後のさらなる研究上の発展を期しつつ、ここで筆を置

くこととしたい。

一政 祐行

1) Nina Tannenwald, “Stigmatizing the Bomb: Origins of the Nuclear Taboo,” *International Security* 29, no. 4 (Spring 2005): 5-49.